

災害・オウム対策調査特別委員会 陳情説明資料

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

件	名	頁
1	受理番号 2 7 タクシー・バス等を活用した災害時地域支援体制の構築及び 緊急脱出用具の普及を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(危機管理部)

件 名	受理番号 27 タクシー・バス等を活用した災害時地域支援体制の構築及び緊急脱出用具の普及を求める陳情
所管部課名	危機管理部 災害対策課
陳情の要旨	1 区内のタクシー事業者及びバス事業者等と連携し、災害発生時に乗務員及び乗客の安全を最優先としながら、可能な範囲で救助・避難支援・情報提供等を行う「災害時地域支援協力車両」の仕組みを構築すること。 2 足立区のデマンド交通事業に協力するタクシー事業者等をはじめ、災害時の地域支援に協力する事業者の車両に対し、緊急脱出用ハンマー及びシートベルトカッター等の防災・救命用品を配布又は購入費を助成する制度を創設すること。 3 災害時地域支援協力車両として登録・協力するタクシー・バス事業者等に対し、防災・救命用品の提供、講習費用への支援その他の支援措置を設け、事業者が継続的に参画しやすい仕組みを構築すること。 4 路線バス等についても、災害時における避難支援、要配慮者への支援、災害情報の収集・提供等に協力できる体制について、交通事業者と協議すること。 5 災害時の支援活動に必要となる緊急脱出用具、救命用具、非常用備品等の整備について、タクシー・バス事業者等に対する補助制度を検討すること。 6 協力する乗務員に対して、車両水没時の対応、緊急脱出用ハンマーの使用方法、応急救護、避難誘導等についての防災・救命講習を実施又は支援すること。 7 タクシー・バス事業者と区、消防、警察その他関係機関との間で、災害時の役割分担や情報共有方法をあらかじめ定め、地域全体で人命を守るための官民連携による初動支援体制を整備すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 区内のタクシー事業者及びバス事業者等と連携し、災害発生時に乗務員及び乗客の安全を最優先としながら、可能な範囲で救助・避難支援・情報提供等を行う「災害時地域支援協力車両」の仕組みを構築すること。 (1) 現在の状況 災害時において、応急対策を行うために必要な人員及び要配慮者の移送、物資輸送、災害状況や情報の収集については、東京都個人タクシー協同組合足立第二支部、(一社)東京ハイヤー・タクシー協会足立支部、観光バス事業者などと協定を結んでいる(令和8年9月1日時点:11社)。 2 足立区のデマンド交通事業に協力するタクシー事業者等をはじめ、災害時の地域支援に協力する事業者の車両に対し、緊急脱出用ハンマー及びシートベルトカッター等の防災・救命用品を配布又は購入費を助成する制度を創設

すること。

(1) 現在の状況

災害時の救出用脱出ハンマーや防災・救命用品の配布整備に対する助成制度はない。

3 災害時地域支援協力車両として登録・協力するタクシー・バス事業者等に対し、防災・救命用品の提供、講習費用への支援その他の支援措置を設け、事業者が継続的に参画しやすい仕組みを構築すること。

(1) 現在の状況

防災・救命用品の提供や講習費用への支援に対する助成制度はない。協定に基づく活動に際し、物品が必要となる場合は、協定の中で事前に取り決めている。また、防災に関する講演は、区職員が出向いて行っている。

4 路線バス等についても、災害時における避難支援、要配慮者への支援、災害情報の収集・提供等に協力できる体制について、交通事業者と協議すること。

(1) 現在の状況

災害時における運行状況や乗り継ぎ情報の提供、代替輸送時の要配慮者優先などについては、足立区地域防災計画や災害時協定（災害時における輸送業務等に関する協定）において、関係機関との調整に基づいて対応することとなっている。

5 災害時の支援活動に必要となる緊急脱出用具、救命用具、非常用備品等の整備について、タクシー・バス事業者等に対する補助制度を検討すること。

(1) 現在の状況

タクシーやバス事業者に対する、各種防災機材や備品の整備費用に関する補助制度はない。また、協定に基づく活動に際し、物品が必要となる場合は、協定の中で事前に取り決めている。

6 協力する乗務員に対して、車両水没時の対応、緊急脱出用ハンマーの使用方法、応急救護、避難誘導等についての防災・救命講習を実施又は支援すること。

(1) 現在の状況

乗務員を対象とした、区が直接、水没時対応や救命講習等の直接的な実施または支援の制度はない。防災に関する講演は、区職員が出向いて行っているが、救命救急講習は事業者からの要望により消防署が対応している。

	7 タクシー・バス事業者と区、消防、警察その他関係機関との間で、災害時の役割分担や情報共有方法をあらかじめ定め、地域全体で人命を守るための官民連携による初動支援体制を整備すること。 (1) 現在の状況 災害時における、タクシー・バス事業者と関係機関との役割分担、情報共有、輸送等の連絡体制については、足立区地域防災計画及び災害時協定に基づき規定しており、これに則った初動対応を想定している。
--	--